

議案第 1 2 号

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

みよし市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 5 7 年三好町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 特別職の給与は、給料、期末手当、地域手当、 <u>通勤手当</u> 及び退職手当とする。 (給料) 第 3 条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。 (1) 市長 <u>9 5 9, 0 0 0 円</u> (2) 副市長 <u>7 9 1, 0 0 0 円</u> (3) 教育長 <u>7 1 8, 0 0 0 円</u> <u>(通勤手当)</u> 第 5 条の 2 <u>通勤手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。</u>	(給与の種類) 第 2 条 特別職の給与は、給料、期末手当、地域手当及び退職手当とする。 (給料) 第 3 条 特別職の給料月額は、次のとおりとする。 (1) 市長 <u>9 2 3, 0 0 0 円</u> (2) 副市長 <u>7 6 1, 0 0 0 円</u> (3) 教育長 <u>6 9 1, 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、みよし市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料月額を引き上げる等のため必要があるからである。